

この環境性能割は臨時的に軽減されます

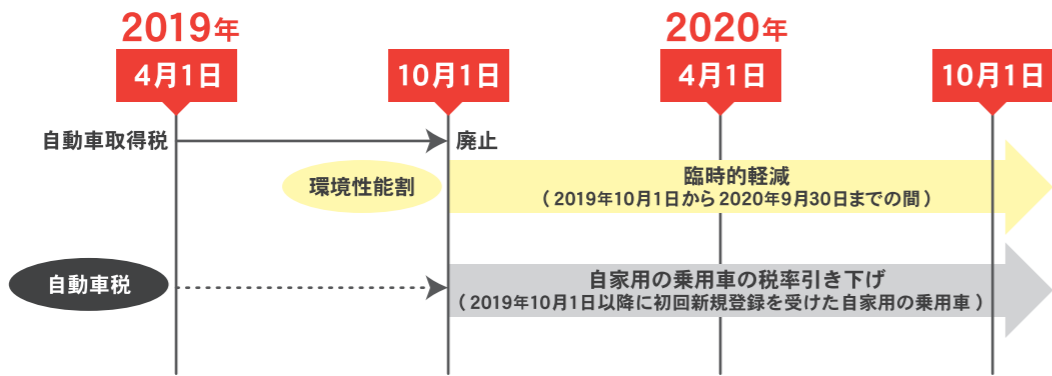
2019年10月1日から2020年9月30日までの間に**自家用の乗用車(登録車・軽自動車)**を購入する場合、**環境性能等の税率1%分が軽減**されます。

- Q** これからクルマを買おうと思うのだけれど、軽減の対象は新車だけなの？
- A** 環境性能割の臨時的軽減には**中古車も含まれます**。
- Q** 環境性能割はいつまで軽減されるの？
- A** **2020年9月30日までの1年間**に限られます。

環境性能割の臨時的軽減による税率

登録車 (自家用の乗用車)		環境性能割	軽自動車 (自家用の乗用車)		
対象車	通常の税率	軽減率	対象車	通常の税率	
電気自動車等 ^{※1}	非課税	非課税	電気自動車等 ^{※1}	非課税	
★★★★ かつ 2020年度燃費基準+20%達成車 ^{※2}	1.0%		★★★★ かつ 2020年度燃費基準+10%達成車 ^{※2}	非課税	
★★★★ かつ 2020年度燃費基準+10%達成車 ^{※2}			1.0%		
★★★★ かつ 2020年度燃費基準達成車 ^{※2}	2.0%	1.0%		★★★★ かつ 2020年度燃費基準達成車 ^{※2}	1.0%
上記以外の車	3.0%	2.0%	上記以外の車	2.0%	1.0%

自動車の税は、このように変わります



特別措置が見直されます

自動車取得税のエコカー減税の見直し

2019年4月1日から同年9月30日までの間に購入される乗用車(登録車・軽自動車)及びトラック・バスについて、自動車の燃費性能等に応じて、購入時に課税される自動車取得税の税率を軽減するエコカー減税の軽減割合等が見直されました。

グリーン化特例(軽課)の見直し

消費税率引き上げに配慮し特例が延長された後、2021年度及び2022年度に購入される自家用の乗用車(登録車・軽自動車)について自動車の燃費性能等に応じて、購入した翌年度に課税される自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の税率を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

自動車税(種別割)の税率が引き下げられます

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車(登録車)から**自動車税(種別割)の税率が引き下げ**られます。
 ※2019年10月1日以降、自動車の排気量等に応じて毎年かかる自動車税は「自動車税(種別割)」に、軽自動車は「軽自動車(種別割)」に名称が変更されます。

初回新規登録年月の確認方法		自動車検査証部分見本	
番号 12345	〇〇1年10月1日	〇〇運輸支局長	
自動車検査証			
自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別
品川〇〇〇あ1234	〇〇 1年 10月 1日	〇〇 1年 10月	普通
車名		乗車定員	用途
〇〇〇〇〇		5人	乗用
車台番号		最大積載量	自家用・事業用の別
〇〇〇〇〇-123456		kg 1400kg	自家用
型式	原動機の型式	車両重量	箱型
〇〇-△△△△△	〇〇〇〇	1580kg	
		前後軸重	後軸重
		700kg	700kg
		燃料の種類	型式指定番号
		ガソリン	12345
		類別区別番号	123

2019年9月30日以前に登録を受けた自動車の税率は変更されず今まで通りです!

※ 海外使用歴のある自動車については、この部分では判断できません。最寄りの都道府県の自動車税担当へお問い合わせください。

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車(登録車)の自動車税(種別割)の税率表

排気量	引き下げ前の税率	引き下げ後の税率(引き下げ額)
1,000cc以下	29,500円	25,000円(▲4,500円)
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円(▲4,000円)
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円(▲3,500円)
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円(▲1,500円)
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円(▲1,000円)
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円(▲1,000円)
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円(▲1,000円)
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円(▲1,000円)
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円(▲1,000円)
6,000cc超	111,000円	110,000円(▲1,000円)

自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されます

自動車取得税は廃止となり、自動車の燃費性能等に応じて自動車の購入時に払う「環境性能割」が導入されます。
 ※ 環境性能割の税率は自動車の燃費性能等に応じて自家用の登録車は0~3%、営業用の登録車及び軽自動車は0~2%です。

税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み

課税のタイミング	税額の計算方法	税率(改正後)		燃費基準値達成度等
		登録車	軽自動車	
自動車の取得時(購入時)	※ 自家用の乗用車の場合	非課税	非課税	電気自動車等 ※1
		1.0%	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車 ※2
		2.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車 ※2
		3.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車 ※2
				上記以外

※1 「電気自動車等」は登録車の場合は電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合(3.5t以下の自動車)または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合)であり、軽自動車の場合は電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合)である。
 ※2 「電気自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)に限る。